令和元年労第215号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成30年7月4日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分の取消しを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、技師として勤務していた。
- 2 請求人は、平成23年1月14日、自転車で通勤中、石のような物を踏んでハンドルを取られ、転倒し、左肩を負傷した(以下「本件災害」という。)。

請求人は、C医療機関、D医療機関の受診を経て、平成24年6月16日、E 医療機関に受診し、「左肩鎖関節脱臼」と診断され、療養の結果、平成30年3 月10日治癒(症状固定)した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第12級に該当すると認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成31年3月22日付けでこれを棄却する旨の決 定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1)本件災害により請求人に残存する障害で検討すべきものは、決定書に説示するとおり、請求人の自訴、各医師の医学的見解、災害の原因及び発生状況等から、①左鎖骨の変形障害、②左肩関節の機能障害及び③神経系統の障害である。

(2) 左鎖骨の変形障害について

請求人に残存する左鎖骨の変形障害について、F医師の平成30年3月25日付け診断書によると、要旨、鎖骨外側端部に骨性隆起があるとし、また、G医師の同年6月14日付け意見書によると、要旨、「X-P上、左肩鎖関節変性を認めるも非該当。」と記載されている。

決定書に説示するとおり、請求人に残存する左鎖骨の変形障害は、X-P上変形が認められるものの、裸体となったとき、その変形が明らかにわかる程度とは認められないため、F医師及びG医師の診断は妥当であり、障害等級認定基準における「鎖骨に著しい変形を残すもの」には該当しないと判断する。

(3) 左肩関節の機能障害について

請求人に残存する左肩関節の機能障害について、F医師は上記診断書において、要旨、請求人の肩関節の運動範囲は、屈曲(右:180度、左:170度)、外転(右:180度、左90度)、伸展(右:50度、左30度)であり、主要運動である外転において、「健側の可動域角度の1/2以下に制限されている」としているが、G医師は、同医師作成の関節可動域評価表では、請求人の肩関節の運動範囲は、屈曲・底屈(左:145度、右:155度)、伸展・背屈(左:35度、右:65度)、橈屈・外転(左:95度、右:180度)、尺屈・内転(左:0度、右:0度)、外旋(左:40度、右:55度)、内旋(左:90度、右90度)とし、同医師作成の平成30年6月14日付け意見書において、要旨、「左肩関節の機能障害を残すものとして障害等級第12級の6」と述べている。

肩関節の機能障害の評価に当たっては、主要運動、参考運動が評価の対象となるところ、これらの全てを測定しているG医師の診断は妥当であり、決定書に説示するとおり、請求人の左肩関節の運動範囲は、健側(右肩)の可動域角度の3/4以下に制限されていることから、請求人に残存する左肩関節の機能障害は、「1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第12級の6)に該当すると判断する。

(4)神経系統の障害について

請求人に残存する神経系統の障害について、F医師は、要旨、「左肩関節の 運動時痛、頚部痛、及び頚部緊張による頭痛残存している。」と述べ、G医師 は、要旨「左肩関節周囲に常時疼痛を認める。第14級とす。」と述べている。

決定書に説示するとおり、F医師及びG医師の意見は妥当であり、請求人に 残存する障害として左肩関節周辺の神経症状があり、その程度は、「局部に神 経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当すると判断する。

- (5) 請求人に残存する障害のうち、左肩関節周辺の神経症状は、請求人の左肩関節の機能障害から通常派生する関係にあることから、請求人に残存する障害の程度は、決定書に説示するとおり、上位の等級である障害等級第12級の6とするのが相当である。
- (6)以上から、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超える障害に該当 する障害であるということはできない。
- (7) なお、請求人のその余の主張についても、一件記録を子細に検討したが、上 記結論を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年5月13日